

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公開番号】特開2013-54743(P2013-54743A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-191306(P2012-191306)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 520 C

H 04 M 11/00 302

H 04 M 1/00 U

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月7日(2015.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マルチメディア装置を備える自動車からインターネットへ接続するシステムであって、無線送受信器を備えた携帯電話機であって、該無線送受信器は、ネットワーク上を伝送するデータをモニタするように構成された少なくとも1つのネットワークと、該携帯電話機と前記マルチメディア装置との間でデータを無線伝送できるデータ専用チャネルを有し、前記データ専用チャネル上を伝送されるデータはモニタされない携帯電話機と、前記携帯電話機内に配置され、インターネットウェブサイトに接続できる第1アプリケーションと、

前記インターネットウェブサイトをデータ形式に符号化して、前記データ専用チャネルを介してデータ形式で前記マルチメディア装置に送信することができるデータプロセッサと、

前記マルチメディア装置内に配置され、前記ウェブサイトを前記マルチメディア装置上に表示させるように、前記データ専用チャネルを介して受信した前記データを処理できる第2アプリケーションと、

を備えたシステム。

【請求項2】

前記データ専用チャネルは直列ポートプロファイルである、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記無線送受信器は、Blueooth(登録商標)送受信器である、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記第1アプリケーションは、所定の複数のウェブサイトのリストを含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

所定のウェブサイトのうち一つを選択できる入力を更に含む，請求項3に記載のシステム。

【請求項6】

前記第1アプリケーションは，利用者の携帯電話機に記憶された該利用者の個人情報を収集することができ，前記データプロセッサは前記利用者の身元を検証するために，前記選択したウェブサイトへ前記利用者の個人情報を送信することができる，請求項4に記載のシステム。

【請求項7】

前記複数のウェブサイトはそれぞれ，検証用に利用者の個人データをキャッシュできる，請求項5に記載のシステム。

【請求項8】

利用者の個人情報を有するデータベースを更に含み，前記第1アプリケーションは，前記利用者の識別情報を検証し，前記利用者のキャッシュされた情報に従って前記ウェブサイトを作動させるために，前記利用者の個人データを前記選択されたウェブサイトへ送信することができる，請求項5に記載のシステム。

【請求項9】

前記入力は，前記携帯電話機又は前記マルチメディア装置のいずれか一つに配置される，請求項4に記載のシステム。

【請求項10】

利用者の個人情報を記憶することができるホストを更に含み，前記携帯電話機は該ホストと通信し，前記ホストは，前記選択されたウェブサイトを作動させ，前記携帯電話機を介し，前記データ専用チャネルを介して，該ウェブサイトを前記マルチメディア装置へ送信することができる，請求項5に記載のシステム。